

「取引参加者に係る料金制度の改定について」に寄せられたパブリック・コメントの結果について

当取引所では、取引参加者に係る料金制度の改定について、その要綱を本年9月21日に公表し、10月1日までの間、広く意見の募集を行ってまいりましたが、最終的に、2件（証券会社1社）のコメントが寄せられました。

本件に関してお寄せいただいたコメント及びそれに対する当取引所の考え方は以下のとおりであります。

| 頂戴したコメント | コメントに対する当取引所の考え方 |
|---|--|
| <p>1.先般から言われているとおり、各銘柄の売買単位等の引下げ等を行い、個人投資家の裾野を広げるような動きもある中で、一方で注文数に応じて料金徴収というような個人投資家に株式売買コストがはね返る可能性があるような措置をとるなど多少矛盾がある。</p> | <p>今回の料金改定は、定額負担金のうち、いわゆる資本金割のような応能的負担を廃止し、当取引所を利用されている方にその利用に応じた料金をいただくという応益負担の原則をベースに制度構築したものであります。</p> <p>具体的に利用の度合いを計る基準の一つとして、今回、新たに「注文件数」を採用することといたしました。これは、約定の成立の有無にかかわらず、注文は常に約定機会の拡大や約定価格の向上等を目的として行われておりますことから、注文件数の多寡に応じて、取引参加者が受けるそうした便益に係る対価を「アクセス料」として明確にしたものであります。</p> <p>このように、応益負担の原則の導入は、取引参加に係る料金体系の透明性や公平性を高め、ひいてはそれが当取引所市場の信頼性の更なる向上に寄与することになるものであり、投資者層の裾野の拡大を目指した当取引所のこれまでの取組みと、考え方の上で何ら矛盾するところはないと認識しております。</p> |
| <p>2.アクセス料や施設利用料などは、注文件数が多くなれば料金が増えるものと思うが、性能を保証してもらえると認識してよいか？注文件数が増え、その分の割増料金を支払うにも係わらず、直結等のレスポンスが悪化したのでは話にならない。当然、東証においては、性能が満たされていることを確認する監視が必要になると考える。</p> | <p>当取引所のシステムの利用に係る対価につきましては、これまでも主に定額負担金として頂戴したものの中から賄ってまいりましたが、今回、料金体系上、取引参加者が享受されている便益と対価との関係を明確にする観点から、新たに、「アクセス料」や「システム施設利用料」という名目で、料金を頂戴することにいたしました。</p> <p>具体的には、注文発注により得られる約定機会の拡大という便益については「アクセス料」を、システム・インフラの設置等により得られる発注機能の向上等の便益については「システム施設利用料」を設け、それぞれの利用の程度に応じて、相当する対価をお支払いいただくものであり、これらは、システムの利用とその対価との関係をより明確化するという趣旨に基づくものにほかなりません。</p> <p>当取引所では、これまでも処理能力の改善のためのシステム増強を随時実施しており、来年度には、システムリプレースにより更なる向上を図ることとしております。今後とも、円滑な市場運営を確保するために、システム面においても万全の対応を図ってまいりますことは、当取引所の当然の責務であると考えております。</p> |